

新総退第 66 号
令和 5 年 9 月 14 日

退職手当事務主管課長 様

新潟県市町村総合事務組合事務局長

退職手当に関する負担金条例の一部改正について（通知）

日頃、退職手当事業の運営について格別の御高配を賜り深謝申し上げます。

さて、標記のことについては、令和 5 年 8 月 24 日に開かれた当組合議会定例会において退職手当に関する負担金条例の一部改正条例案が可決されました。

改正の概要については下記のとおりとなっておりますので、その実施について御留意され、貴団体における予算編成の参考とさせていただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

退職手当に関する負担金条例の一部改正

一般職の退職手当の負担金率を 1000 分の 200 から 1000 分の 190 に引き下げるもの

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 その他

改正条文については、令和 5 年 9 月 1 日付け組合公報に登載をしておりますので、御高覧願います（<https://www.sinsogo.jp> を参照してください。）。

担当：総務退職課 志田 TEL：025-284-4154 FAX：025-284-4176 電子メール：taite@sinsogo.jp
